

町田市議会 政務活動費

奇々怪々シリーズ その2

何でも 政務活動費!

政務活動費は会派に支給されています。年間72万円×会派の人数分です。

その政務活動費の使い途は「会派の行う活動」とされています。

しかし、自宅の新聞の購読やスマホ料金、ガソリン代や駐車場利用料金など!の支出も、なんと、政務活動費(税金)として受け取っています。

個々の議員の活動は、自分は、議会内の会派に属しているから、自分の活動は、イコール「会派の行う活動」だと、強弁しています。

議員の活動が、即「会派の活動」と認めるのであれば、「会派の行う活動」に対して支給するという規定は無意味です。

今回の裁判では「会派の行う活動」だという証拠書類の大半は、

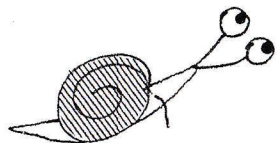
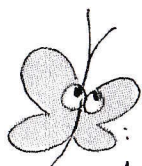
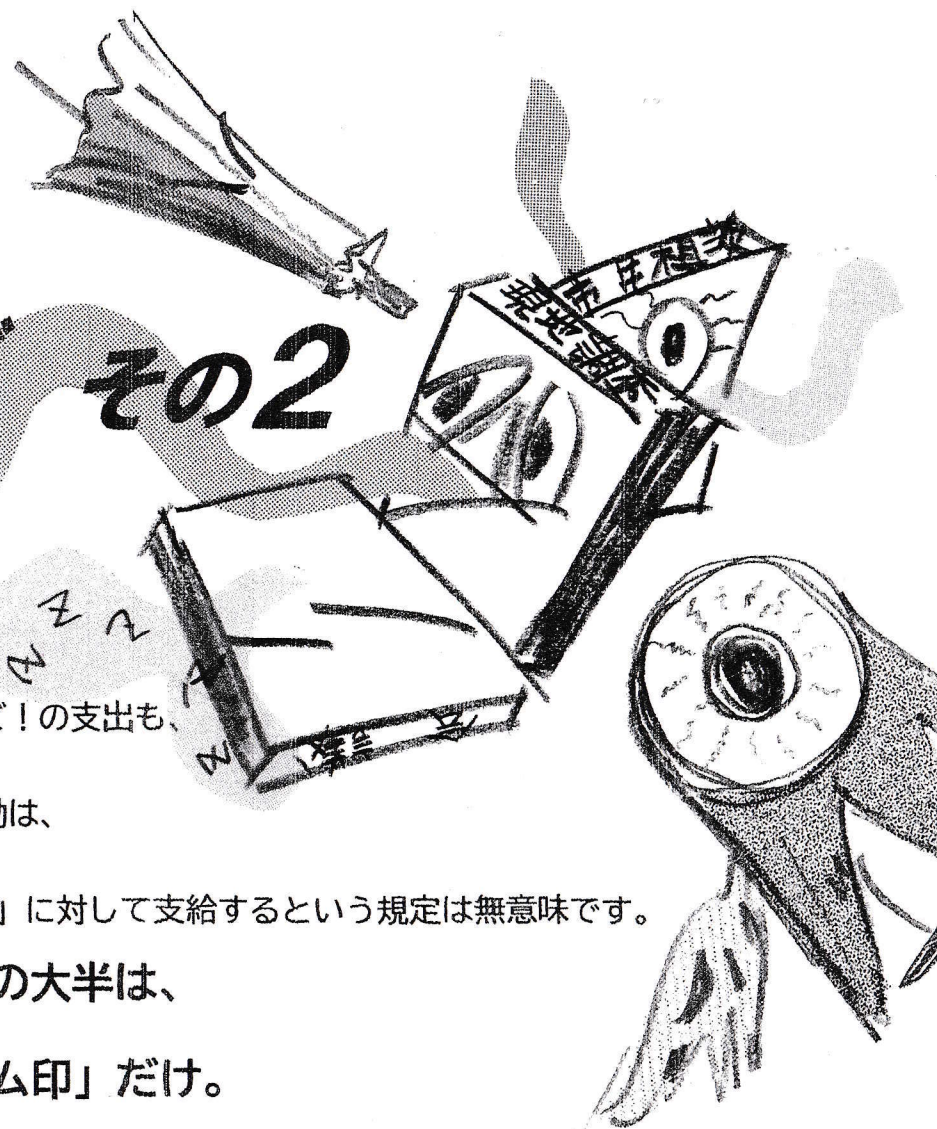
“現地調査” “市民相談” “打合せ” などの「ゴム印」だけ。

私たちの訴えについて、議員たちは、「ゴム印」の証拠がおかしいというならば、原告が、その支出について

私的な活動であり、政務活動ではない、というその証拠を出せと主張しています。

例えば、2014年(C14-112)の戸塚議員のタクシー代の領収書は、降車時間は午前様!4時26分であり“市政相談”のゴム印が押してある。この支出を違法支出であるというならば、“市政相談”ではないとする証拠を、原告に出せという。

真実は戸塚議員でしかわかりません。不当な要求であり、言いがかりである!



税理士でもある

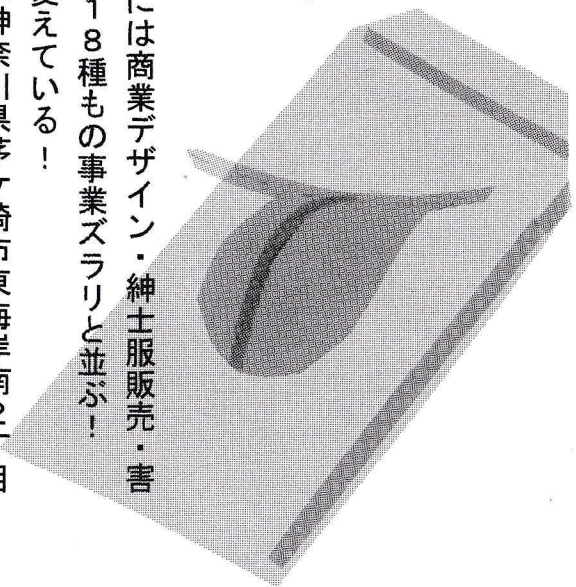
熊沢あやり議員が大量に購入した封筒代！

請求書も納品書も未提出！

・購入先の櫛ケレスデザイン（以下ケレス）の法人登記には商業デザイン・紳士服販売・害虫駆除・清掃業・コンサルティング・ゴルフ用品製造等18種もの事業ズラリと並ぶ！

・「ケレス」はこの裁判が始まってから、住所を転々と変えている！

町田市森野6丁目58番地3から令和2年4月13日に神奈川県茅ヶ崎市東海岸南2丁目6番9号に所在地を変更その後、令和4年4月13日に神奈川県大和市下鶴間2丁目12番27・602号に所在地を変更。幽霊のような会社に市民の血税約33万円支出！



おぜき重太郎議員の議会レポートのチラシ代（印刷代）の業者

「サナリイ」は実在しない！？

・「サナリイ」こと「上村一弘」という者（以下サナリイ）に対し、議会レポートチラシ代として支出を繰り返し、支払われた金額は、平成26年度は約67万円、27年度、17万5千円、合計、市民の血税 約84万5千円支出！

・市民クラブは、「政治に関連してチラシ等の制作を総合的に監修する個人事業主である」とし、2022年6月に「サナリイ」と印刷業者との間のメールのやり取りを公開！しかし、メールの発信者の名前もなく、印刷業者が請求した金額も秘匿！

・不自然な「代金」の支払い。平成26年10月30日付の領収書が3枚！10日前にも、別の領収書が…。ますます、疑惑がますます、実態不明の事業者「サナリイ」！

石井くにのり議員のHP運営費の管理をしている

「とんぼ製作所」の住所は、「研磨会社」の住所！！

・とんぼ製作所は法人登記でも見つからず、境町役場で聞いても存在しない！

・領収書等添付用紙に記載されている「茨城県猿島郡境町塚崎2536」は、ステンレス・アルミ・真鍮などの研磨の会社である「山本研磨工業株式会社」。

・領収書等添付用紙に記載されている電話番号はiP電話。ファックス番号は「山本研磨工業株式会社」の番号が記載！HPの管理なのにメールアドレスの掲載なし！

白川てつや議員のSuicaの詳細

片道交通費の「現地調査」35件！

日付をまたいでの「現地調査」30件！！

・始点（町田）から目的地、目的地から終点（町田）まで、経路と利用時間が連続して
いない利用！？

・久喜市や西東京市には、選挙応援でもあったと開き直り！？

・突然新宿で足取りが消える！南林間で、突然橋本から、国会議事堂から利用する。

長津田、新横浜、十日市場、本厚木、渋谷、座間、相模原、大和、御徒町、田無、西武柳沢、

新丸子、東京、鶴川、宮山、北府中、府中、海老名、さがみ野、などの駅の利用で見られる。

・現地調査の目的は「現地調査」の「ゴム印」のみ。

かわべ康太郎議員は南大沢駅前に駐車し電車で23区内へ！

広く人と情報のやり取りを行うことが「市政相談」！？

・3年間で95件の南大沢駅前での駐車。そのうち、44件はかわべ議員の支出！

・秘匿が得意のまちだ市民クラブは2016年度の49件の支出は議員名を隠す！

・5時間6時間7時間はザラで、19時間、26時間の支出も！

・「南大沢駅は河辺議員の自宅の最寄り駅であり、京王線の急行が止まる南大沢駅前に駐車して電車に乗ることが多かった」「電車による移動時間を考慮すれば長時間は当然」とうそぶく始末！

・市民クラブの反論では、「市政相談」は、町田市民からの相談だけでなく、広く人と情報のやり取りを行うこと全般を指す概念だと主張！「現地調査」も同じ概念だそうだ！

大西宜也議員、長津田駅周辺で長時間駐車し、実態不明の会合への参

加！？多数に及ぶ実態不明の不思議な調査！？

・調べても調べても実態不明の会合 ①憲法問題地方議員の会②外国人問題を考える会③習近平来日問題を考える会④教育をたただす会⑤「SD」問題を考える会⑥外国人参政権に反対するための会議⑦拉致問題地方議員の会⑧憲法改正報告書研究会⑨教科書採択問題研究会⑩教育をたただす地方議員の会⑪自治体の市政報告書の在り方研究会⑫町田の教育を考える会

・実態不明の不思議な調査 ①冬の不忍の池の水質調査②場外馬券売り場の調査③夏の不忍の池の水質調査④築地市場での現地調査⑤夏の皇居のお堀水質と薬師池公園の調査⑥冬の皇居のお堀水質と薬師池公園の調査⑦町田の緑の保全に関連して、明治神宮の植生の調査⑧町田市と世田谷の祭りの比較調査や打ち合わせ⑨町田市と都心の商店街との比較調査のため10月、11月の調査



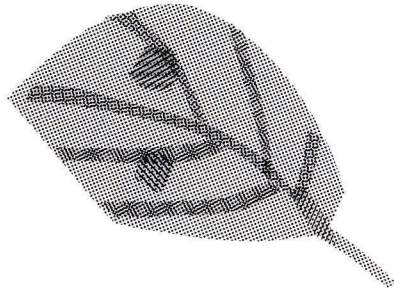
経費支出の上限を定めることでは違法支出を防げない！

政務活動に1円も使わなくても、レシートさえあれば政務活動費として上限額まで受領できる！
経費、例えば、ガソリン代。年間12万円の上限内ならば、支出の理由は問われないことになっています！

※燃料費は2014年度、2015年度は1人当たり年額12万円以内。2016年度、2017年度は14万4千円×会派の人数

市民の感覚からすれば、議員が使う電話代・スマホ代や固定電話代が、
ガソリン代が、自宅で購入する新聞代が、全て政務活動目的だけに使われているとは
とても理解できません。「家族の使用、家族とのやり取り、議員の日常活動や政治活動、
政党活動にも、当然使用されている」と考えるのが、それこそ常識です。
議員の裁判での反論・主張には、これらの支出について

「政務活動以外に使っていない」という主張はなく、また、そうした調査結果も示されてはいません。

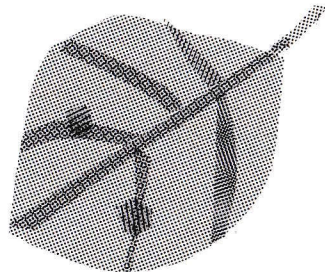


*9月6日 原告準備書面(15)原告準備書面(16)原告準備書面(17)
を裁判所に提出。9月12日 第11回期日が開かれました。裁判長が変わり、
これまでの資料の確認をしました。また、証人尋問をするかどうか問われました。
原告は希望せず、被告の まちだ市民クラブ会派、自由民主党会派、保守連合会
派も希望しませんでした。次回期日は、11月28日です。

*草の根のホームページに、原告準備書面(13)原告準備書面(14)を掲載
します。ご覧ください。

◇ 町田市政を考える会・草の根のホームページをご覧ください！

<http://www.machida-kusanone.com>



2022.9.30
草の木根